

補助制度の紹介

豊富なバリエーションで
企業の皆様の立地を支援します。

千葉県立地企業補助金制度

補助制度の パターン

① 所有型 (新規立地 又は 再投資)

施設を新たに建設又は購入する

② 賃借型 (新規立地のみ)

施設を賃借して、県内に
新たに事業所を立地する

③ 雇用創出

立地に伴い雇用者数が増加する

所有型
新規の場合
▶ (P15)

建物に係る不動産取得税相当額

+

償却資産に係る固定資産税相当額

+

雇用創出支援 (P19)

補助限度額

71.1
億円

所有型
再投資の場合
▶ (P17)

建物に係る不動産取得税相当額

+

雇用創出支援 (P19)

補助限度額

11.1
億円

賃借型の
場合
▶ (P17)

賃料の1/2(12か月間)

+

雇用創出支援 (P19)

補助限度額

1.2
億円

雇用創出型
の場合
▶ (P19)

雇用創出支援 (P19)

補助限度額

1.1
億円

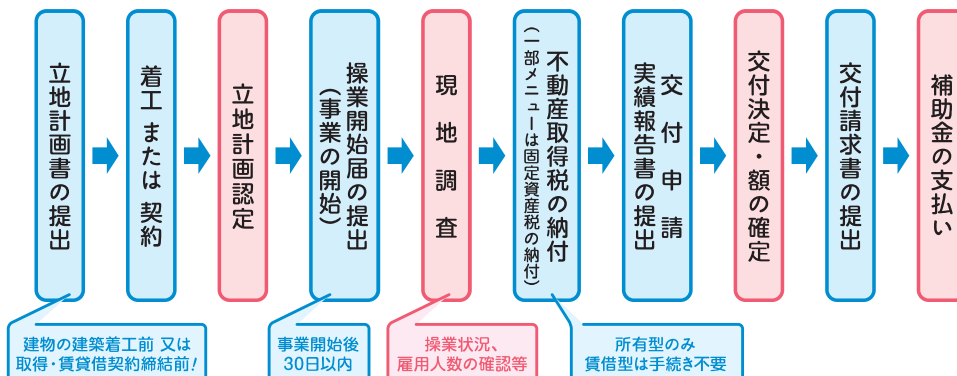
補助金交付までの流れ

企業の皆様の手続

千葉県の手続

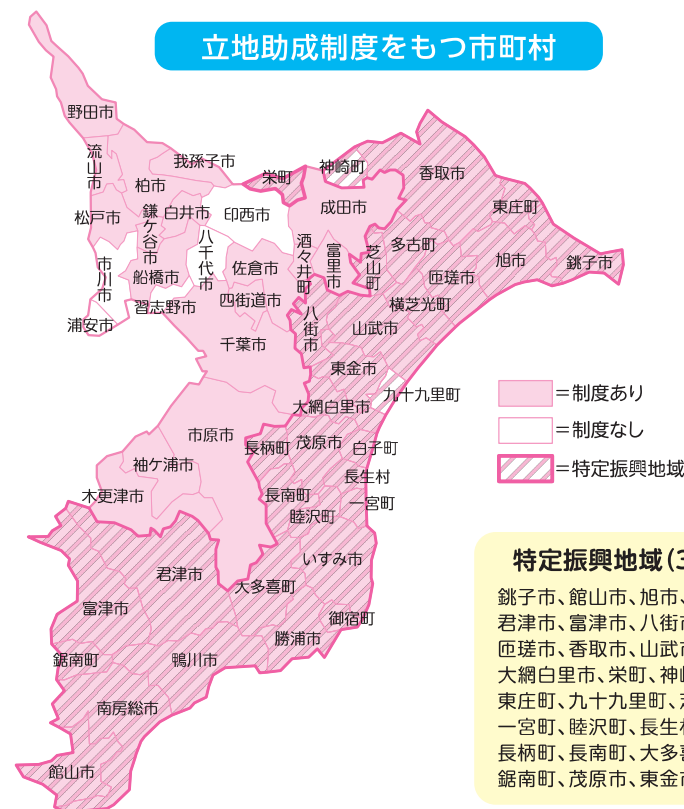
国・市町村との併用可能!

※主要な手続きのフロー図です



補助金のお支払いまでには、操業開始からおおむね半年～3年程度かかります。(補助メニューにより差があります。)

立地助成制度をもつ市町村



特定振興地域(32市町村)

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、茂原市、東金市

① 所有型の場合

1 新規立地 (再投資等の場合は17ページ 2 をご覧ください)

◎主な共通要件

□建築着工前または建物の取得契約締結前であること

投下固定資産額が500億円以上の場合

[補助メニュー名：大規模投資企業立地 補助額上限：70億円]

1

○補助の要件

- ・対象施設：製造業の工場又はその他県の産業振興施策に合致するものとして知事が特に認める施設
- ・投下固定資産額：500億円以上
- ・事業従事者：300人以上

【補助内容】

- ・建物に係る不動産取得税相当額
- ・償却資産に係る固定資産税相当額
(操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

工場を立地する場合

[補助メニュー名：工場立地 補助額上限：10億円]

2

○補助の要件

- ・対象施設：製造業の工場
- ・敷地面積：1000㎡以上 (特定振興地域 (14ページ) は500㎡以上)
- ・事業従事者：10人以上 (特定振興地域 (14ページ) は3人以上)

【補助内容】

- ・建物に係る不動産取得税相当額
- ・償却資産に係る固定資産税相当額
(操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

研究所を立地する場合

[補助メニュー名：研究所立地 補助額上限：10億円]

3

○補助の要件

- ・対象施設：自然科学研究所
- ・敷地面積：1000㎡以上 (特定振興地域 (14ページ) は500㎡以上)
- ・事業従事者：10人以上 (特定振興地域 (14ページ) は3人以上)

【補助内容】

- ・建物に係る不動産取得税相当額
- ・償却資産に係る固定資産税相当額
(操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

本社を立地する場合

[補助メニュー名：本社立地 補助額上限：10億円]

4

○補助の要件

- ・対象施設：本社 (全業種)
- ・延床面積：500㎡以上
- ・事業従事者：50人以上

【補助内容】

- ・建物に係る不動産取得税相当額
- ・償却資産に係る固定資産税相当額
(操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

市町村の助成を受けて立地する場合

[補助メニュー名：がんばる市町村連携 補助額上限：10億円]

5

○補助の要件

- ・立地する市町村の企業立地に関する助成(補助金や市町村税の課税免除等)を受けること
- ・対象施設：流通加工施設
(特定振興地域 (14ページ) は上記のほか植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も含む)
- ・敷地面積：1000㎡以上
- ・事業従事者：10人以上 (特定振興地域 (14ページ) は5人以上)

【補助内容】

- ・建物に係る不動産取得税相当額

豊富なバリエーションで 企業の皆様の立地を支援します！

①～③については、以下の地域・産業分野に該当する場合、**補助の上乗せ**をします！
※上限額は各メニューに定める額です。

上乗せ内容

●土地に係る不動産取得税相当額

※令和7年4月1日以降に取得した土地に関するもの

●法人県民税・法人事業税相当額

※既に県内に拠点を設置している場合は、当該立地により設置した施設が対象

●自動車税 (種別割・環境性能割) 相当額

※立地した施設にて使用する自動車対象

対 象

●本経済の牽引が期待される 地域に立地する場合

北千葉道路沿線地域

幕張新都心エリア

東京湾アクアライン 着岸地周辺地域・ かずさアカデミアパーク

柏の葉エリア

成田空港周辺地域

●今後成長が見込まれる 産業分野のいずれかに 該当する企業であること

- ① デジタル関連分野 (半導体、AI等)
- ② エネルギー・環境関連分野 (蓄電池、再生可能エネルギー等)
- ③ バイオ関連分野 (健康医療関連、食料分野等)
- ④ マテリアル関連分野 (半導体素材、精密機械関連等)

**地域の特性に
応じたきめ細やかな
支援！**



① 所有型の場合

2 再投資

県内事業者限定!!

◎主な共通要件

□県内での操業実績が3年以上あること □建築着工前であること

大企業の再投資の場合

[補助メニュー名：競争力強化（再投資支援） 補助額上限：10億円]

1

○補助の要件

- ・対象施設：製造業の工場又は自然科学研究所
- ・**立地する市町村の企業立地に関する助成（補助金や市町村税の課税免除等）を受けること**
- ・投下固定資産額：10億円以上
- ・雇用の維持及び事業の高度化

【補助内容】・建物に係る不動産取得税相当額

中小企業の再投資の場合

[補助メニュー名：マイレージ型（累積投資型） 補助額上限：10億円]

2

○補助の要件

- ・対象施設：製造業の工場又は自然科学研究所
- ・投下固定資産額：3年間で1.5億円以上
- ・雇用の維持及び事業の高度化

【補助内容】・建物に係る不動産取得税相当額

<累積投資のイメージ> 1年目 5,000万円 → 2年目 5,000万円 → 3年目 5,000万円 → **3年間で累積1.5億円の投資で対象に!!**

旅館・ホテル等の再投資の場合

[補助メニュー名：競争力強化（再投資支援） 補助額上限：10億円]

3

○補助の要件

- ・対象施設：宿泊業の「旅館」「ホテル」、観光業の「公園」「遊園地」に該当する施設
- ・**立地する市町村の企業立地に関する助成（補助金や市町村税の課税免除等）を受けること**
- ・投下固定資産額：2億円以上
- ・雇用者が10%以上増加すること（最低2名）

【補助内容】・建物に係る不動産取得税相当額

特定振興地域のみ

② 賃借型の場合

県内全域対象!

施設を賃借しで、県内に新たに立地する場合

補助対象拡大

[補助メニュー名：賃借型企業立地 補助額上限：以下の表のとおり]

○補助の要件

- ・対象施設：本社（全業種）、自然科学研究所又はその他事業所
- ※県内のインキュベーション施設等を経て、発展的に事業を継続する企業が設置する本社、研究所又はその他事業所を含む（事業従事者数：本社・研究所は10人以上、その他事業所は50人以上が対象）
- ・事業従事者数：本社、研究所は10人以上
その他事業所は50人以上
(柏の葉、幕張新都心エリアは25人以上)
外資系企業の場合は1人以上
- ・賃貸借契約締結前であること。

【補助内容】・料金の1/2(12ヶ月間)

事業従事者数	対象施設	補助額上限
1人以上5人未満	本社、研究所、その他事業所（外資系企業のみ）	60万円
5人以上10人未満	本社、研究所、その他事業所（外資系企業のみ）	180万円
10人以上50人未満	その他事業所（外資系企業のみ）	180万円
	本社、研究所	500万円
50人以上	本社、研究所、その他事業所	1000万円

各オフィスエリアは鉄道アクセスが良好

オフィスの立地にも打ってつけ!



参考：その他の東京駅までのアクセス

- 横浜駅 → 25分
- 立川駅 → 45分
- みなとみらい駅 → 40分
- 大宮駅 → 35分

③ 雇用創出の場合 建物を賃借する場合でも利用可能

立地に伴い雇用者数が増加する場合(①所有型・②賃借型との併用可能)

[補助メニュー名：雇用創出支援 補助額上限：1億円]

○補助の要件

- 対象施設：本社、製造業の工場、自然科学研究所、流通加工施設
※特定振興地域(14ページ)は上記のほか、植物工場、情報サービス業、宿泊業の「旅館」「ホテル」、観光業の「公園」「遊園地」に該当する施設
- 建築着工前または建物の取得(賃借含む)契約前であること
- 敷地等の規模：建物延床面積500㎡以上または敷地面積1,000㎡以上(特定振興地域：500㎡以上)
- 正規雇用者数：

正規雇用者数の要件	企業別	操業開始時	操業開始後3年経過時
①新規立地の場合	大企業	25人以上(13人以上)	50人以上(14人以上)
	中小企業	13人以上(7人以上)	25人以上(8人以上)
②県内移転、再投資の場合	大企業	50人以上(25人以上)	1人以上の増加
	中小企業	25人以上(13人以上)	

※上記表の()書きの人数は特定振興地域の場合

【補助内容】 ※いずれも操業開始から3年経過後に1回のみ補助
・正規雇用者 5万円/人
・高度人材 30万円/人

【補助対象となる者】 ア 一年以上継続して県内に住所を有し、かつ、一年以上継続して雇用されている者(県内移転等の場合には、当該県内移転等に
(右記のいずれかに該当する正規雇用者)
イ 県内に住所を有し、かつ、一年以内に新たに雇用された者
ウ 一年以内に県外の工場等からの異動により県内に住所を有することとなり、かつ、一年以上継続して雇用されている者

企業が福利厚生の実現に取り組む場合

千葉ウエルカム加算 補助上限額：1,000万円

New

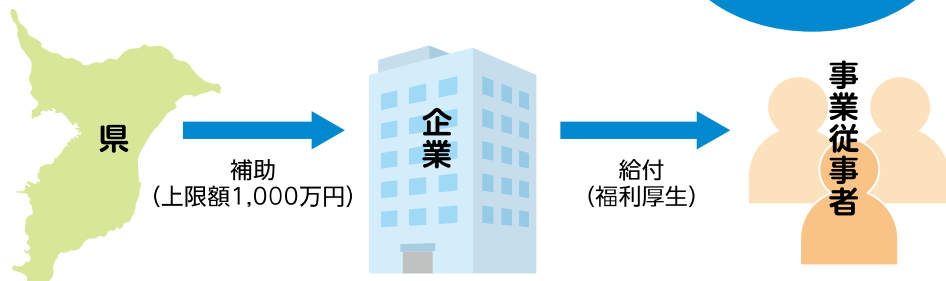
新規立地の補助を受ける企業(県内移転は除く)

●補助の要件

- 操業開始から1年間で、福利厚生充実の一環として、従業員の県内における観光や消費を促進する取組を行うこと(公営競技施設等は除く)
- 操業開始から1年後の事業従事者の数×上限1万円

給付イメージ

ようこそ千葉へ！
～従業員満足度アップをサポート～



立地企業補助金(所有型)の算定について

※補助金概算額を知るための試算表ですので実際の補助額とは異なります。ご注意ください。

○補助金対象となる取得固定資産の評価額

建物：投資額 _____ 円 × 0.6 = _____ 円(a)

償却資産：投資額 _____ 円 × 0.9 = _____ 円(b)

【補助内容】

建物に係る不動産取得税相当額

建物：評価額 _____ 円(a) × 4% = _____ 円(c)

償却資産に係る固定資産税相当額

※①-5(15ページ)②(17ページ)は対象外

償却資産：評価額 _____ 円(b) × 1.4% = _____ 円(d)

総額 (c)+(d) = _____ 円

【補助の上乗せ内容】

※詳しくはお問い合わせください

○補助金対象となる取得固定資産の評価額

土地：投資額 _____ 円 × 0.6 × 0.5 = _____ 円(e)

※令和9年3月31日までに取得した土地については、価格を1/2とする特別措置があります。

土地に係る不動産取得税相当額

評価額(e) × 3% = _____ 円

法人県民税・法人事業税相当額

・操業開始する日が属する事業年度の翌事業年度分の税額に対して、以下の割合を支給。

新規で立地した場所の事業従事者数/県内拠点における全従業員数

自動車税環境性能割相当額

- 当該立地の施設で使用する自動車に課されるものであること。
- 建物の竣工日又は引き渡しを受けてから1年の間で新たに取得し、納付した分が対象。
- 自動車税環境性能割の税額に相当する額を支給。

自動車税種別割相当額

- 当該立地の施設で使用する自動車に課されるものであること。
- 操業を開始する日の属する県の会計年度の翌年度に納付した額を支給。

主な用語の解説

●本社

企業の本社のうち、県内に本店登記を置くものを指します。

●流通加工施設

物資の流通の過程における簡易な加工を行う施設を指すもので、製品を保管するのみの倉庫などは対象外となります。

●事業従事者

認定を受けた事業所を労働の拠点として事業に従事する者で、当該事業を行う企業が直接雇用(労働契約を締結)する者を指します。(委託業者等は含みません。)なお、①パート社員等(非正規雇用者、原則、週の勤務時間が20時間以上で、かつ、2か月を超えて雇用される方が対象。)、②事業に直接的に従事する者に限らず、事業所の清掃、食堂等に従事する者、も含まれます。

●高度人材

博士の学位を有する者であって、立地計画の認定を受けた施設で研究開発の業務に専ら従事する者を指します。

●投下固定資産額

建物及び償却資産の取得に要する費用(ただし、車輛等の対象とならない費用もあります。)で、土地代は含まれません。

●着工

建築工事の杭打ち(杭打ちを伴わない場合は基礎工事の開始時)を指します。

●操業開始

立地計画の認定を受けた施設の設備の全部を、事業の用に供する(事業のために使用を開始する)ことを指します。

主な注意事項

● 立地計画認定申請について

建物の建築着工前又は取得・賃貸借契約締結前に立地計画認定申請書を提出する必要があります。

● 県税の納期限内納付について

不動産取得税を納期限内に納付しない場合や県税の滞納がある場合は、補助の対象となりません。

● 操業義務 及び 実績報告について

本補助金の交付を受けた場合には、少なくとも以下に定める期間は、認定を受けた事業を実施し、毎年、事業の実施状況を報告いただく必要があります。なお、定められた期間を満たさずに事業を廃止した場合には、原則として、交付を受けた補助金を返還いただきます。(返還金のほかに加算金を請求することもあります。)

	操業義務期間	操業義務期間を満たさずに事業を廃止した場合の補助金返還額
所有型又は雇用創出	操業を開始する日から10年間	交付額 × $\frac{10年 - \text{事業継続年数}}{10年}$
賃借型	操業を開始する日から3年間	交付額全額

● 固定資産税の補助について

補助の対象となる「固定資産税」は、償却資産(ただし、車輛等対象にならないものもあります。)に係る固定資産税で、原則として、操業開始日の属する年の翌年度分に限ります。なお、土地及び建物に係る固定資産税は補助対象となりません。

地域未来投資促進法に基づく支援制度

(問い合わせ先)県庁経済政策課 043-223-2703

地域未来投資促進法に基づく、各種支援メニューを活用するためには、「地域経済牽引事業計画」を作成し、承認を得たうえで、各実施機関窓口に応請等を行ってください。

